

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定によつて、平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の規定によつて、広島県指定試験機関である財團法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤田雄山

一 試験日及び時間

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

平成二十年七月六日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 木造建築士試験

平成二十年七月二十七日（日）

午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

平成二十年九月十四日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

(二) 木造建築士試験

平成二十年十月十二日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

県立広島大学 広島キャンパス（広島市南区宇品東一一一七一）

(二) 木造建築士試験

県立広島大学 広島キャンパス（広島市南区宇品東一一一七一）

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二一一一）

(二) 木造建築士試験

広島県情報プラザ（広島市中区千田町三一七一四七）

三 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条に規定する者

2 設計製図の試験

(一) 平成二十年の学科の試験に合格した者

(二) 平成十八年又は平成十九年の学科の試験に合格した者で、申請のあつたもの

四 受験手数料

一万五千百円（広島県知事が条例で定める額）

五 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(一) 受付期間

平成二十年四月一日（火）から平成二十年四月七日（月）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(三) 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 申込書の配布期間

平成二十年四月七日（月）から平成二十年四月十八日（金）まで。ただし、平成二十一年四月十二日（土）及び四月十三日（日）を除く。

(二) 配布時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、平成二十年四月十八日（金）は午前九時三十分から午後三時まで。

(三) 配布場所

社団法人広島県建築士会（広島市中区千田町三一七一四七）

　　広島支部（広島市中区千田町三一一一〇）

　　呉地区支部（呉市中央二一五一二八）

　　東広島支部（東広島市西条町上三永一六五六）

　　三原支部（三原市港町三一一九一一）

　　尾道支部（尾道市西御所町六一一五）

　　福山支部（福山市若松町八一一二一）

　　県北支部（三次市江田川之内町五〇一一一）

(四) 受験申込書の受付場所及び受付期間

(1) 社団法人広島県建築士会（広島市中区千田町三一七一四七）広島県情報プラザ二階第三研修室）

平成二十年四月十四日（月）から平成二十年四月十八日（金）まで

(2) 社団法人広島県建築士会福山支部（福山市若松町八一三一 福山土木建築会館三階講堂）

平成二十年四月十四日（月）から平成二十年四月十五日（火）まで

（五）受付時間

午前十時から午後四時まで

（六）受験申込方法

受験申込書は、前記四の受付場所に直接提出すること。ただし、住所地が離島その他の遠隔地のため直接申込みができないなどやむを得ない事情がある場合は、郵送等（書留速達又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成十四年法律第九十九号〕第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留速達に準ずるものに限る。）による申込みを認める。

なお、郵送等による受験申込書は、勤務先の証明書又は住民票を添付したもので、受付期間の最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。申込みは、必要な郵便切手をはつたあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、社団法人広島県建築士会に対して行うこと。

六 合格者の発表

1 学科の試験

（一）二級建築士試験

平成二十年八月二十六日（火）（予定）

（二）木造建築士試験

平成二十年九月九日（火）（予定）

2 設計製図の試験

平成二十年十二月四日（木）（予定）

七 その他

- 1 設計製図の課題は、平成二十年六月十一日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、前記二の学科の試験の試験場に掲示する。
- 2 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。